

大阪市職員共済組合定款

(昭和 37 年 12 月 1 日制定)

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(設立の根拠及び名称)

第 1 条 この組合は、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。)に基づいて組織し、大阪市職員共済組合(以下「組合」という。)という。

(目的)

第 2 条 組合は、組合員及びその遺族の相互救済の事業を行ない、もって、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

(事務所の所在地)

第 3 条 組合の事務所は、大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号に置く。

(所属所及び所属所長)

第 4 条 組合の所轄機関(以下「所属所」という。)は、大阪市職員共済組合運営規則で定めるところにより理事長が定める。

2 所属所に所属所長を置き、理事長が定める職にある者をもって充てる。

3 所属所長は、理事長の命を受け、所属所の事務を執行する。

(公告の方法)

第 5 条 組合の公告は、大阪市公報に掲載して行う。ただし、急施を要する場合は、大阪市役所掲示場に掲示して行なうことができる。

第 2 章 組合会

(組合会の名称)

第 6 条 法第 6 条の規定に基づき組合に置く組合会は、大阪市職員共済組合組合会(以下「組合会」という。)という。

(議員の定数)

第 7 条 組合会の議員(以下「議員」という。)の定数は、20 人とする。

(議員の任期)

第 8 条 市長が任命する議員(以下「任命議員」という。)の任期は、当該任命の日から起算する。

2 組合員が選挙する議員(以下「互選議員」という。)の任期は、前任の議員の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、任期満了による選挙が前任の議員の任期満了の日の翌日後に行なわれたときは、選挙の日から起算する。

(選挙区)

第 9 条 互選議員は、全ての市の部局、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条に規定する地方公営企業、第 30 条第 1 項第 2 号に規定する一部事務組合、大阪市が設立した法第 141 条の 2 に規定する職員引継一般地方独立行政法人及び組合を通じて選挙する。

2 選挙する互選議員の数は、10 人とする。

(選挙長)

第 10 条 各選挙ごとに、選挙長を置く。

2 選挙長は、理事長が委嘱する。

3 選挙長は、当該選挙に関する事務をつかさどる。

(選挙の期日等の公告)

第 11 条 理事長は、選挙の日時及び場所を少なくとも選挙の期日前、7 日までに公告しなければならない。

(選挙の方法)

第 12 条 互選議員の選挙は、投票により行う。ただし、互選議員候補者の数が第 9 条第 2 項に規定する選挙すべき議員の定数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票は行わない。

2 前項の投票は、1 人 1 票とする。

(当選人)

第 13 条 投票に選挙を行う場合にあっては、各選挙において有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、第 9 条第 2 項に規定する選挙すべき議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の 6 分の 1 以上の得票数がなければならない。

2 前項の規定により当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。

3 前条第 1 項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、互選議員候補者をもって当選人とする。

(当選人の報告等)

第 14 条 当選人が決定したときは、選挙長は、直ちに当選人の氏名及び所属部局名を理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、理事長は、直ちに当選人にその旨を告知し、かつ、当選人の氏名及び所属部局名を公告しなければならない。

(任期満了による選挙)

第 15 条 互選議員の任期満了による選挙は、当該議員の任期満了の日前 30 日以内に行う。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、当該議員

の任期満了の日後 10 日以内に行うことができる。

(再選挙)

第 16 条 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、当該選挙の日から 20 日以内に再選挙を行なう。

(補欠選挙及び繰上補充)

第 17 条 互選議員に欠員を生じたときは、欠員を生じた日から 50 日以内に補欠選挙を行う。ただし、その欠員が当該議員の選挙の日から 3 月以内に生じた場合において、第 13 条第 1 項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかったものがあるときは、それらの者のうちから最多数の得票を得た者を当選人とする。

(選挙の実施に関し必要な事項)

第 18 条 この定款に規定するものを除くほか、互選議員の選挙の実施に関し必要な細目は、理事長が定める。

(代理による表決)

第 19 条 議員は、病気その他やむを得ない事由により組合会に出席することができないときは、任命議員にあっては他の任命議員を、互選議員にあっては他の互選議員をそれぞれ代理人として議決権又は選挙権を行なうことができる。

2 前項に規定する代理人である議員は、その旨を証する書面を組合会の開会前に議長に提出しなければならない。

(会議規則)

第 20 条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第 21 条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所（当該場所に存しない議員が組合会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

(2) 議員の定数

(3) 出席議員の氏名並びに出席議員のうち議決権又は選挙権の委任をした議員の氏名及び委任を受けた議員の氏名

(4) 議事の要領

(5) 議決した事項及び賛否の数

(組合会の傍聴)

第 22 条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する旨の議決があったときは、この限りでない。

(議員の旅費)

第 23 条 議員は、その職務を行なうために要する旅費の支給を組合から受けることができる。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

第 3 章 役員及び職員

(理事の定数)

第 24 条 理事の定数は、8 人とする。

(役員の任期)

第 25 条 役員の任期は、選挙の日（次条第 2 項の規定による選挙が行われた場合の互選議員のうちから選挙する理事にあっては、第 15 条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日）から起算する。

(役員の選挙)

第 26 条 理事の任期満了(議員の任期満了のため法第 14 条第 2 項の規定により理事の職を失う場合を含む。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)による選挙は、任命議員のうちから選挙する理事にあっては前任の理事の任期満了の日の翌日(当該任命が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは当該任命の日)から、互選議員のうちから選挙する理事にあっては第 15 条本文の規定による選挙の日以後前任の理事の任期満了の日の翌日から、それぞれ 10 日以内に行う。

2 前項の規定による互選議員のうちから選挙する理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、第 15 条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。この場合において、当該理事の選挙の効力は、同条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日に生じるものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から 10 日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、互選議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ 10 日以内に行うことができる。

4 理事に欠員が生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

5 第 1 項、第 3 項及び前項の選挙の期日及び場所は、理事長が定める。

6 第 1 項及び第 3 項の規定による選挙により理事の当選人が決定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。ただし、理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。

7 前項ただし書の規定による理事長の選挙の効力は、任命議員のうちから選挙する理事の任期の初日又は第 15 条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日のどちらか遅い日に生じるものとする。

- 8 監事の任期満了(議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により監事の職を失う場合を含む。以下この項において同じ。)による選挙は、前任の監事の任期満了の日の翌日以後に招集された最初の組合会において行う。ただし、理事長が必要と認める場合は、学識経験を有する者から選挙される監事の選挙を当該監事の任期満了の日前に招集された当該任期満了の日に直近する組合会において行うことができる。この場合における前条の規定の適用については、同条中「選挙の日(次条第2項の規定による選挙が行われた場合の互選議員のうちから選挙する理事にあっては、第15条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日)」とあるのは、「前任の監事の任期満了の日の翌日」とする。
- 9 監事に欠員を生じたときは、その後に招集された最初の組合会において補欠選挙を行わなければならない。
- 10 前各項に規定するものを除くほか、役員の選挙の実施に関し必要な細目は、理事長が定める。

(監事の報酬)

第27条 学識経験を有するもののうちから選挙された監事には、報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

(役員の旅費)

第28条 第23条の規定は、役員について準用する。

(事務局及び職員)

第29条 組合に事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任命する。
- 3 事務局長は、理事長の命を受け組合の事務をつかさどる。
- 4 その他の職員は、上司の指揮を受け組合の事務に従事する。
- 5 事務局長その他の職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

第4章 組合員

(組合員の範囲)

第30条 組合は、次の各号に掲げる者をもつて組合員とする。

- (1) 大阪市の職員(法第2条第1項第1号に規定する職員をいい、法第3条第1項第2号に規定する職員を除く。)
- (2) 淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合及び大阪広域環境施設組合の職員(法第2条第1項第1号に規定する職員をいう。)
- (3) 法第140条第1項の規定により組合員である者とされた者、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。)

第 11 条の規定により法第 140 条第 1 項に規定する公庫等職員とみなして同条(第 3 項を除く。)の規定を適用する者とされた者及び民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律第 79 条第 3 項の規定により法第 140 条第 1 項に規定する公庫等職員とみなすとされた者

(3 の 2) 法第 141 条第 1 項に規定する組合役職員

(4) 法第 141 条の 2 の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役職員

(5) 法第 144 条の 2 第 1 項の規定により組合員であるとみなされた者

(6) 法附則第 28 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により組合員となった者
(組合員の種別)

第 31 条 組合員は、一般組合員、短期組合員、市長組合員、特定消防組合員、長期組合員、後期高齢者等短期組合員、市長長期組合員、船員一般組合員、船員短期組合員、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。

2 一般組合員は、次項から第 12 項までに掲げる組合員以外の組合員とする。

3 短期組合員は、法第 74 条第 2 項各号に規定する職員である組合員とする。

4 市長組合員は、市長である組合員とする。

5 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令(昭和 61 年政令第 57 号)による改正前の地方公務員等共済組合法施行令(昭和 37 年政令第 352 号)附則第 9 条に規定する特定消防職員である組合員とする。

6 長期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等(法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。)である組合員(次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。)とする。

7 後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。

8 市長長期組合員は、市長である長期組合員とする。

9 船員一般組合員は、船員保険の被保険者(船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)第 2 条第 1 項の規定による船員保険の被保険者をいう。以下同じ。)である組合員(次項に規定する船員短期組合員を除く。)とする。

10 船員短期組合員は、船員保険の被保険者である短期組合員とする。

11 継続長期組合員は、前条第 3 号に掲げる組合員とする。

12 任意継続組合員は、前条第 5 号に掲げる組合員とする。

第 5 章 給付

(短期給付)

第 32 条 組合は、組合員(継続長期組合員を除く。)及びその遺族に対し、法第 53 条及び法第 54 条に規定する短期給付を行う。ただし、長期組合員、後

期高齢者等短期組合員及び市長長期組合員に対しては、法第 53 条第 1 項第 1 号から第 10 号まで、同項第 11 号から第 13 号まで及び法第 54 条に規定する短期給付は行わない。

(附加給付)

第 32 条の 2 組合が、法第 54 条の規定により、附加給付として行うものは、次のとおりとする。

- (1) 家族療養費附加金
- (2) 家族訪問看護療養費附加金
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 削除
- (6) 削除
- (7) 削除

2 附加給付の支給手続に関し必要な事項は、理事長が定める。

(家族療養費附加金)

第 32 条の 3 家族療養費附加金は、法第 59 条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養（法第 56 条第 2 項第 1 号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第 2 号若しくは第 3 号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）に係る部分を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額(法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該家族療養費にかかる療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が 1 件につき 25,000 円(地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第 23 条の 3 の 4 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合(同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。)における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が、50,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000 円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、

当該合算された施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額のうち 25,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）が 1 件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が 25,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に 25,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

- 3 前 2 項に規定する家族療養費附加金は、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを支給しない。
- 4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）による一般疾病医療費、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 15 条の医療扶助若しくは健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 98 条各号に掲げる医療に関する給付又は地方公共団体の条例若しくは地方公共団体の長の定めるところにより公費負担による療養又は療養費の支給を受けることとなる場合は、第 1 項及び第 2 項に規定する家族療養費附加金は、その受けることとなる限度において支給しない。
- 5 1 件の家族療養費又は高額療養費の請求が 2 月以上の療養に及ぶ場合の第 1 項、第 2 項及び前項の規定の適用については、各月分を 1 件とみなす。

（家族訪問看護療養費附加金）

第 32 条の 4 家族訪問看護療養費附加金は、法第 59 条の 3 の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額（法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合（施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。）にあつては当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が 1 件につき 25,000 円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問

看護療養費については、支給しない。

2 前条第4項及び第5項の規定は、家族訪問看護療養費附加金の支給について準用する。

(出産費附加金)

第32条の5 削除

(家族出産費附加金)

第32条の6 削除

(埋葬料附加金)

第32条の7 削除

(家族埋葬料附加金)

第32条の8 削除

(傷病手当金附加金)

第32条の9 削除

(長期給付)

第32条の10 組合は、組合員（短期組合員、後期高齢者等短期組合員、船員短期組合員及び任意継続組合員を除く。）及びその遺族に対し、法第74条に規定する長期給付を行う。

第6章 共同業務

(共同業務)

第33条 組合は、法第27条第4項の規定に基づき、施行令第17条の2第1項各号に掲げる業務（以下「共同業務」という。）を行う。

第7章 福祉事業

(福祉事業)

第34条 組合は、次に掲げる福祉事業を行うものとする。

- (1) 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
- (2) 組合員の臨時の支出に対する貸付事業
- (3) 組合員の利用に対する財産のあっせん、分譲、貸付等の事業
- (4) 法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定健康保健指導

第8章 掛金及び負担金

(掛金及び負担金の額)

第35条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲

げる割合を乗じて得た額とする。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の 額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の 額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員						
短期組合員	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の
市長組合員	52.00	7.90	0.80	52.00	7.90	0.80
特定消防組合員						
船員一般組合員	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の
船員短期組合員	50.31	7.90	0.80	53.69	7.90	0.80
長期組合員						
後期高齢者等	1,000 分の	—	—	1,000 分の	—	—
短期組合員	2.52			2.52		
市長長期組合員						

2 組合は、毎事業年度、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 14 項に規定する特定保険料率に相当する財源率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた財源率について、理事長が定める方法により組合員に周知するものとする。

（任意継続掛金の額）

第 35 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 46 条の 2 第 1 項の規定による標準報酬の月額に 1,000 分の 105.60 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規定する標準報酬の月額に 1,000 分の 15.80 を乗じて得た額とする。

第 9 章 財務

（経理単位）

第 36 条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、業務経理、保健経理及び貸付経理とする。

（事業計画及び予算又は決算の公告）

第 37 条 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算についての議決があつたときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告し

なければならない。

(資金の繰入れ)

第 37 条の 2 令和 7 年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号。以下「施行規程」という。）第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、1,300 円とする。

第 10 章 監査

(監査)

第 38 条 監事は、法第 10 条第 4 項の規定により監査を行う場合のほか、毎事業年度少なくとも 1 回以上期日を定めて、及び必要があると認める場合は臨時に組合の業務を監査するものとする。

2 監査は、給付の決定その他の処分並びに組合の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について、組合の業務が法令の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

(監査の立会い)

第 39 条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち会うものとする。

(現金、預金通帳等の提示請求等)

第 40 条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひょう書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

(監査報告書)

第 41 条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び組合会に提出しなければならない。

- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となった期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概況及び意見
- (5) 出納職員に対して直接注意した事項
- (6) その他必要な事項

附 則

- 1 この定款は、昭和 37 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 組合は、この定款に定める長期給付事業に附帯する事業として、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）附則第 9 条の 4 の規定に基づく基礎年金の支払に関する事務に係る事業（以下「基礎年金支払事業」という。）を行う。
- 3 組合の経理単位については、第 36 条中「及び住宅経理」とあるのは、「、住

宅経理及び基礎年金支払経理」として、同条の規定を適用する。

- 4 基礎年金支払事業に係る事業計画及び予算又は決算の広告については、第 37 条中「議決があつたときは、当該事業計画」とあるのは、「議決があつたとき並びに基礎年金支払事業に係る事業計画及び予算を作成し若しくは変更し又は決算を完結したときは、これらの事業計画」として、同条の規定を適用する。
- 5 組合は、法附則第 17 条の規定により、一部負担金の額等の払戻し（以下「一部負担金払戻金」という。）を行う。
- 6 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が 1 件につき 25,000 円（上位所得者に係るものにあつては、50,000 円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が 50,000 円（上位所得者に係るものにあつては、100,000 円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のうち 25,000 円（上位所得者に係るものにあつては、50,000 円）以上のもの（以下この項において「高額療養負担額」という。）が 1 件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が 25,000 円（上位所得者に係るものにあつては、50,000 円）未満の場合にあっては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に 25,000 円（上位所得者に係るものにあつては、50,000 円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その額を切り捨てる。）とする。
- 8 前二項に規定する一部負担金払戻金は、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを行わない。
- 9 第 32 条の 3 第 4 項及び第 5 項の規定は、一部負担金払戻金について準用する。
- 10 一部負担金払戻金の手続に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 11 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、共同業務並びに

福祉事業のほか、当分の間、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 75 条の 2 第 1 項に規定する地方の組合の経過的長期給付に関する事業（次項において「経過的長期給付事業」という。）を行う。

- 12 組合の経理単位については、経過的長期給付事業を行う間、第 36 条中「退職等年金経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理、」として同条の規定を適用する。

附 則(昭和 38 年 4 月 1 日(共)公告第 5 号)

この定款は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 39 年 10 月 1 日(共)公告第 9 号)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和 39 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 2 項の改正規定は、互選議員の任期満了による次の選挙から適用する。
(選挙の経過措置)
- 2 昭和 39 年 11 月 30 日までの間に、補欠選挙又は再選挙を行なう場合における選挙区は、なお、従前の例による。

附 則(昭和 40 年 8 月 26 日(共)公告第 7 号)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和 40 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 42 年 11 月 30 日(共)公告第 18 号)

この定款の変更は、昭和 42 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 12 月 28 日(共)公告第 20 号)

この定款の変更は、昭和 50 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 12 月 25 日(共)公告第 26 号)

この定款の変更は、公告の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 2 月 1 日(共)公告第 1 号)

この定款の変更は、昭和 53 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 11 月 28 日(共)公告第 9 号、(昭和 55 年 1 月 25 日(共)公告第 1 号大阪市職員共済組合定款の一部変更についての一部変更))

- 1 この定款の変更は、昭和 54 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 34 条の規定は、昭和 54 年 12 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 11 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(昭和 55 年 1 月 25 日(共)公告第 1 号)

- 1 この定款の変更は、公告の日から施行する。
- 2 変更後の第 34 条の規定は、昭和 55 年 1 月分以後の掛金及び負担金について

適用し、昭和 54 年 12 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(昭和 55 年 7 月 8 日(共)公告第 10 号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和 55 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の第 34 条の規定は、昭和 55 年 7 月以後の掛金及び負担金について適用し、同年 6 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(昭和 59 年 3 月 22 日(共)公告第 19 号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 59 年 4 月 5 日(共)公告第 20 号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 59 年 6 月 21 日(共)公告第 24 号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 3 月 18 日(共)公告第 34 号)

この変更は、昭和 60 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 7 月 21 日(共)公告第 10 号)

この変更は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 12 月 18 日(共)公告第 17 号)

この変更は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 5 月 14 日(共)公告第 6 号)

この変更は、公告の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 7 年 4 月 1 日(共)公告第 7 号)

この変更は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成 7 年法律第 52 号)の施行の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 8 年 3 月 28 日(共)公告第 2 号)

- 1 この変更は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 34 条及び附則第 5 項の規定は、平成 8 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日(共)公告第 3 号)

- 1 この変更は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 34 条及び附則第 5 項の規定は、平成 9 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 3 月 31 日(共)公告第 2 号)

- 1 この変更は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 34 条及び附則第 5 項の規定は、平成 10 年 4 月分以後の掛金及び

負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 5 月 29 日(共)公告第 5 号)

- 1 この変更は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 34 条及び附則第 5 項の規定は、平成 10 年 6 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 5 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 3 月 25 日(共)公告第 3 号)

- 1 この変更は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 34 条及び附則第 5 項の規定は、平成 11 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日(共)公告第 2 号)

- 1 この変更は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 34 条及び附則第 5 項の規定は、平成 12 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 7 月 7 日(共)公告第 6 号)

- 1 この変更は、公告の日から施行する。
- 2 変更後の第 31 条及び第 32 条の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 12 年 11 月 20 日(共)公告第 9 号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、互選議員の任期満了による次の選挙から適用する。
- 2 平成 12 年 11 月 30 日までの間に、補欠選挙又は再選挙を行う場合における選挙区は、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日(共)公告第 7 号)

- 1 この変更は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 34 条及び附則第 5 項の規定は、平成 13 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年 4 月 12 日(共)公告第 2 号)

- 1 この変更は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 34 条及び附則第 5 項の規定は、平成 14 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年 7 月 19 日(共)公告第 12 号)

この変更は、公告の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 15 年 4 月 11 日(共)公告第 1 号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の第 34 条及び附則第 5 項の規定は、平成 15 年 4 月分以降の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 4 月 9 日(共)公告第 2 号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の第 34 条及び附則第 5 項の規定は、平成 16 年 4 月分以降の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 4 月 8 日(共)公告第 6 号)

この変更は、公告の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 4 月 7 日(共)公告第 2 号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の第 34 条及び附則第 5 項の規定は、平成 18 年 4 月分以降の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 4 月 6 日(共)公告第 7 号)

- 1 この変更は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規程による変更は公告の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の第 34 条及び附則第 5 項の規定は、平成 19 年 4 月分以降の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 8 月 24 日(共)公告第 13 号)

- 1 この変更は、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の第 34 条及び附則第 5 項の規定は、平成 19 年 10 月分以降の掛金及び負担金について適用し、同年 9 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 4 月 11 日(共)公告第 7 号)

- 1 この変更は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の第 34 条及び附則第 5 項の規定は、平成 20 年 4 月分以降の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 6 月 6 日(共)公告第 15 号)

この変更は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 6 月 6 日(共)公告第 16 号)

この変更は、平成 20 年 4 月 30 日から適用する。

附 則(平成 20 年 7 月 25 日(共)公告第 20 号)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 12 日(共)公告第 28 号)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 17 日(共)公告第 10 号)

- 1 この変更は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の第 34 条及び附則第 5 項の規定は、平成 21 年 4 月分以降の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 10 月 23 日(共)公告第 18 号)

この変更は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 16 日(共)公告第 6 号)

- 1 この変更は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 34 条第 1 項及び附則第 5 項の規定は、平成 22 年 4 月分以降の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 32 条の 3、第 32 条の 4 及び附則第 7 項から附則第 10 項までの規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後の診療等に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 4 月 15 日(共)公告第 5 号)

- 1 この変更は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の定款第 32 条の 5 及び第 32 条の 6 の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後に給付事由の生じた出産費附加金及び家族出産費附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた出産費附加金及び家族出産費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の定款第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 及び附則第 5 項の規定は、平成 23 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 7 月 15 日(共)公告第 11 号)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 20 日(共)公告第 5 号)

- 1 この変更は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の定款第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 及び附則第 5 項の規定は、平成

24 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 8 月 3 日（共）公告第 10 号）

- 1 この変更は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この変更の施行の日前にその支給事由が生じた変更前の第 32 条の 10 の規定に基づく災害見舞金附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 4 月 19 日（共）公告第 8 号）

- 1 この変更は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 32 条の 3（家族療養費附加金）第 1 項及び第 2 項、第 32 条の 4（家族訪問看護療養費附加金）第 1 項並びに附則第 7 項、第 8 項及び第 9 項（一部負担金払戻金）の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に給付事由が生じた家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前に給付事由が生じた家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 及び附則第 5 項の規定は、平成 25 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 4 月 18 日（共）公告第 4 号）

- 1 この変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 及び附則第 5 項の規定は、平成 26 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 10 月 17 日（共）公告第 14 号）

この変更は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 20 日（共）公告第 5 号）

（施行期日）

- 1 この変更は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 施行期日前に行われた療養に係るこの定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 4 月 17 日（共）公告第 8 号）

- 1 この変更は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 36 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

- 2 変更後の第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 及び附則第 5 項の規定は、平成 27 年 4 月分以降の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 大阪市職員共済組合定款の一部変更（平成 27 年 11 月 6 日公告第 11 号）第 1 条の規定による変更後の第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 の規定は、平成 27 年 10 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 9 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 4 大阪市職員共済組合定款の一部変更（平成 27 年 11 月 6 日公告第 11 号）第 1 条の規定による変更後の第 35 条の 2 の規定は、平成 27 年 10 月 1 日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。
- 5 前項の場合において、平成 27 年 10 月 1 日前に退職した任意継続組合員の平成 29 年 4 月分から同年 9 月分までの任意継続掛金に係る変更前の第 35 条の 2 の規定の適用については、「施行令第 48 条第 3 項各号」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号）第 172 条第 3 項の規定により読み替えられた改正前施行令第 48 条第 3 項各号」と、「1,000 分の 122.00」とあるのは「1,000 分の 111.82」と、「1,000 分の 13.50」とあるのは「1,000 分の 14.60」とする。

附 則（平成 27 年 11 月 6 日（共）公告第 11 号）

- 1 この変更は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 32 条の 9 の規定は、施行日以後に給付事由が生じた傷病手当金附加金について適用し、施行日前に給付事由が生じた傷病手当金附加金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者に支給される傷病手当金附加金でその給付事由が施行日以後に生じたものの支給については、なお従前の例による。
- 4 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 4 条第 6 号に規定する改正前地共済法による職域加算額の受給権を有する者については、第 32 条の 9 中「障害厚生年金をいう」とあるのは「障害厚生年金並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附

則第 60 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 24 年一元化法第 3 条の規定による改正前のこの法律及び平成 24 年一元化法による改正前のその他の法律の規定による旧職域加算障害給付をいう」とする。

附 則（平成 28 年 4 月 22 日（共）公告第 5 号）

- 1 この変更は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの間における変更後の第 35 条第 1 項の規定の適用については、同項の表標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の欄中「1,000 分の 51.61」とあるのは、「1,000 分の 51.61（このうち法附則第 14 条の 3 第 5 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.00 及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.44）」とする。
- 3 平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの間における変更後の第 35 条の 2 の規定の適用については、「1,000 分の 103.22」とあるのは、「1,000 分の 103.22（このうち法附則第 14 条の 3 第 5 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.00 及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.44）」とする。
- 4 変更後の第 35 条第 1 項及び第 35 条の 2 の規定は、平成 28 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 4 月 22 日（共）公告第 6 号）

- 1 この変更は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、大阪市職員共済組合定款の一部変更（平成 28 年 4 月 22 日（共）公告第 6 号）第 2 条の規定は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 32 条の 9 の規定は、施行日以後に給付事由が生じた傷病手当金附加金について適用し、施行日前に給付事由が生じた傷病手当金附加金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者に支給される傷病手当金附加金でその給付事由が施行日以後に生じたものの支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 7 月 22 日（共）公告第 12 号）

- 1 この変更は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。ただし、大阪市職員共済組合定款の一部変更（平成 28 年 7 月 22 日（共）公告第 12 号）第 2 条の規定は平成 28 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 32 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 6 号、第 32 条の 7 及び第 32 条の 8 の規定について、平成 28 年 7 月 1 日前に給付事由が生じた埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金の支給については、なお従前の例による。

- 3 変更後の第 32 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号、第 32 条の 5 及び第 32 条の 6 の規定について、平成 28 年 12 月 1 日前に給付事由が生じた出産費附加金及び家族出産費附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 2 月 10 日公告第 2 号）

- 1 この変更は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 32 条の 2 第 1 項第 7 号及び第 32 条の 9 の規定について、施行日前において傷病手当金附加金の支給を受けていた者又は受けるべき者に係る傷病手当金附加金については、同附加金の支給期間が継続する場合に限り、なお従前の例による。
- 3 法第 68 条第 2 項の規定による傷病手当金の支給開始日が施行日前であり、同日以後も同日前から継続して同条第 1 項に規定する傷病手当金の支給を受けるべき者又は施行日前日をもって同条第 2 項に規定する傷病手当金の支給期間が終了する者が、同項に規定する支給期間の経過後において当該傷病と同一の傷病により引き続き勤務に服することができないときに生じる傷病手当金附加金については、同附加金の支給が継続する場合に限り、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 4 月 22 日公告第 6 号）

- 1 この変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの間における変更後の第 35 条第 1 項の規定の適用については、同項の表標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の欄中「1,000 分の 55.91」とあるのは、「1,000 分の 55.91（このうち法附則第 14 条の 3 第 5 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.00 及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 5.84）」とする。
- 3 平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの間における変更後の第 35 条の 2 の規定の適用については、「1,000 分の 111.82」とあるのは、「1,000 分の 111.82（このうち法附則第 14 条の 3 第 5 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.00 及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 5.84）」とする。
- 4 第 1 条の規定による変更後の第 35 条第 1 項及び第 35 条の 2 の規定は、平成 29 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 5 第 2 条の規定による変更後の大阪市職員共済組合定款の一部変更（平成 27 年 4 月 17 日公告第 8 号）附則第 5 項の規定は、平成 29 年 4 月分以後の任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 4 月 20 日公告第 3 号）

- 1 この変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの間における変更後の第 35 条第 1 項の規定の適用については、同項の表標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の欄中「1,000 分の 54.50」とあるのは、「1,000 分の 54.50（このうち法附則第 14 条の 3 第 5 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.00 及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 4.40）」とする。
- 3 平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの間における変更後の第 35 条の 2 の規定の適用については、「1,000 分の 109.00」とあるのは、「1,000 分の 109.00（このうち法附則第 14 条の 3 第 5 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.00 及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 4.40）」とする。
- 4 変更後の第 35 条第 1 項及び第 35 条の 2 の規定は、平成 30 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 5 変更後の規定は、この変更の施行の日以後初めて行われる任期満了による選挙から適用し、この変更の施行の日の前日までにその期日を公告された選挙に係る補欠選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日公告第 6 号）

- 1 この変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条第 1 項及び第 35 条の 2 の規定は、平成 31 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 27 日公告第 5 号）

この変更は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 10 日公告第 3 号）

- 1 この変更は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条第 1 項及び第 35 条の 2 の規定は、令和 2 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 2 月 5 日公告第 2 号）

この変更は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 1 日公告第 9 号）

- 1 この変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条第 1 項及び第 35 条の 2 の規定は、令和 3 年 4 月分以後の

掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 4 月 22 日公告第 5 号）

- 1 この変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 31 条、第 32 条、第 32 条の 10、第 35 条の規定は同年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の 2 の規定は同年 1 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条第 1 項及び第 35 条の 2 の規定は、令和 4 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 10 月 6 日公告第 12 号）

- 1 この変更は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 9 条第 1 項の規定は、この変更の施行の日以後初めて行われる任期満了による選挙から適用し、この変更の施行の日の前日までにその期日を公告された選挙に係る補欠選挙については、なお、従前の例による。

附 則（令和 5 年 4 月 11 日公告第 3 号）

- 1 この変更は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 4 月から翌年 3 月までの間における変更後の第 35 条の第 1 項の規定の適用については、同項の表標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の欄中「1,000 分の 50.98」とあるのは、「1,000 分の 50.98（このうち法附則第 14 条の 3 第 5 項の規定による調整交付金をもつて充てる部分 1,000 分の 0.49）」とする。
- 3 令和 5 年 4 月から翌年 3 月までの間における変更後の第 35 条の 2 の規定の適用については、「1,000 分の 103.56」とあるのは、「1,000 分の 103.56（このうち法附則第 14 条の 3 第 5 項の規定による調整交付金をもつて充てる部分 1,000 分の 0.49）」とする。
- 4 変更後の第 35 条第 1 項及び第 35 条の 2 の規定は、令和 5 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 4 月 11 日公告第 3 号）

- 1 この変更は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条第 1 項の規定は、令和 6 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 4 月 9 日公告第 5 号）

- 1 この変更は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条第 1 項及び第 35 条の 2 の規定は、令和 7 年 4 月分以後の掛

金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。